

# 証券取引約款（個人のお客さま用）

## 第1章 総則

### 第1節 趣旨・定義

#### （約款の趣旨）

**第1条** この約款は、有価証券の保護預り取引やその他の取引等について、お客さま（個人のお客さまに限ります）と三菱UFJモルガン・スタンレー証券株式会社（以下「当社」といいます）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

#### （定義）

**第2条** この約款における用語の定義は次のとおりです。

(1) 証券総合取引

次の①から⑦（これらを組み合わせた取引を含みます）の取引等の総称をいいます。

- ① 有価証券の保護預り取引
- ② 振替決済取引
- ③ 国内外貨建債券取引
- ④ 投資信託の累積投資取引
- ⑤ MRFの自動スイープ取引（証券総合口座）
- ⑥ 外国証券取引
- ⑦ 利金・収益分配金等による投資信託等の自動買付取引

(2) 有価証券の保護預り取引

第2章の規定に則り、当社がお客さまの有価証券をお預りする取引をいいます。ここにいう「有価証券」とは、「金融商品取引法」（以下「金商法」といいます）第2条第1項各号に掲げる有価証券および第35条第1項第14号に掲げる譲渡性預金その他金銭債権に関する証券または証書（有価証券に該当するものを除きます）をいうものとします（ただし、日本証券業協会が定める外国証券（以下単に「外国証券」といいます）を除きます）。また、本取引を処理する口座を「保護預り口座」といい、第2章に従って本口座でお預りした有価証券を「保護預り証券」といいます。

(3) 振替決済取引

第3章の規定に則り、お客さまと当社との間で行う、「社債、株式等の振替に関する法律」（以下「振替法」といいます）に基づく振替制度において取扱う有価証券（以下「振替証券」といいます）の取引のことをいいます。

また、本取引を処理する口座を「振替決済口座」といい、本取引の処理は「振替口座簿」に記載または記録（以下あわせて「記帳」といいます）することにより行います。

なお、振替決済口座は、第3章に定めるところによるほか、振替法その他の関係法令ならびに振替機関の業務規程その他の関連諸規則に従って取り扱います。

(4) 国内外貨建債券取引

第4章の規定に則り、お客さまと当社の間で行う、日本国内で発行された外貨建ての債券（募集および売出しの場合の申込代金を円貨で支払うこととされているもの、または利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます）の取引をいいます。本取引の処理は保護預り口座または振替決済口座で行います。

(5) 投資信託の累積投資取引

第5章の規定に則り、お客さまが指定した投資信託について、当該銘柄の受益権の買付（当該投資信託の目論見書記載の最低申込単位以上の買付となります）に充てるようお客さまが指示した金銭のほか、当社がお客さまに代わって受領した収益分配金を、お客さまの当該銘柄の累積投資取引にかかる口座（以下「累積投資口座」といいます）に繰入れ、その全額をもって当該銘柄を買付ける取引をいいます。

外貨建MMF各商品の累積投資取引を行う場合は、本条第（7）号に記載の外国証券取引口座の開設が必要になります。

(6) MRFの自動スイープ取引（証券総合口座）

第6章の規定に則り、有価証券等の利金、収益分配金、配当金、償還金、売却代金の支払等があったときには、ご指定のMRF（マネー・リザーブ・ファンド）を自動的に買付し、また、お客さまの有価証券等の買付等により、当社へ金銭の払込みが必要となる場合には、ご指定のMRF（マネー・リザーブ・ファンド）を自動的に換金しその買付代金等に充当する取引をいいます。本取引には「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」に定める「MRF累積投資口座」の開設が必要になります。

- (7) 外国証券取引  
「外国証券取引口座約款」の規定に則り、お客さまと当社の間で行う、外国証券の売買の執行、売買代金の決済および当該外国証券の保管等その他外国証券に関する全ての取引をいいます。また、本取引を処理する口座を「外国証券取引口座」といいます。
- (8) 利金・収益分配金等による投資信託等の自動買付取引  
有価証券等から発生する利金・収益分配金・配当金・償還金・返還金のうち当社において支払われるもの（上場株式等の振替制度の取扱対象商品にかかる配当金等のお受取方法について「株式数比例配分方式」をお申込みされ、当該受取方法に基づき支払われる配当金等を除きます）を、第5章に定める各累積投資商品（お客さまが希望する商品で、かつ当社が認めるものに限り）へ入金する取引をいいます。なお、当社にて外貨により支払われる外国債券・外国投資信託証券・外国株式にかかる利金・収益分配金・償還金・配当金については、同一通貨建の外貨建MMFを自動買付する契約および「外国投資信託の収益分配金による自動買付にかかる累積投資約款」の規定に則り同一の外国投資信託（銘柄・投資クラスが同一のもの）の受益証券の追加購入を自動的に行う累積投資契約を締結することができます。
- (9) 金銭の振込先指定方式  
第7章の規定に則り、お客さまが当社に設定された口座内のすべての取引により、当社がお客さまに支払うこととなった金銭をお客さまのあらかじめ指定する預貯金口座（以下「指定預貯金口座」といいます）に振込む方式のことをいいます。
- (10) 届出印鑑  
当社に届出をいただく印鑑（お届け印）のことで、当社に開設されている口座のうち印鑑のお届出のある口座については当該口座の手續に適用されます。

#### （約款・規定の適用）

**第3条** この約款に定めのない事項については、MRF累積投資約款、外国証券取引口座約款、各累積投資商品の累積投資約款、三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款、オンライントレード・テレフォントレード利用規定、オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定などの各取引の約款・規定により取扱います。

## 第2節 契約の締結

#### （証券総合取引）

**第4条** 当社が定める方法により、お客さまが当社にお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、証券総合取引に関する契約が締結され、証券総合取引を行うことができます。その際、本申込みと同時に次の口座の設定のお申込みを行っていただきます。

- (1) 「保護預り口座」
  - (2) 「振替決済口座」
  - (3) 「累積投資口座」
  - (4) 「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資口座」（証券総合口座）
  - (5) 「外国証券取引口座」
- 2 証券総合取引をお申込みの際、第（1）号のお申込みは同時に行っていただくものとします。また、第（2）号および第（3）号については、当社の定める方法によりお申込みいただきます。
- (1) 「金銭の振込先指定方式」の利用
  - (2) 三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード取扱約款に定める「三菱UFJモルガン・スタンレー証券カード」の利用
  - (3) 「オンライントレード・テレフォントレード利用規定」および「オンライントレードによる公開株式の購入申込等にかかる利用規定」に定める「オンライントレード・テレフォントレード」の利用
- 3 証券総合取引のお申込み時等の手續において当社が求める場合には、次の事項および当社が定める事項をお届出またはご提出等いただきます。
- (1) 届出印鑑のお届出
  - (2) 「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下「犯収法」といいます）および関係法令に規定する取引時確認等に関する本人確認書類等のご届出またはご提示、および事実のご申告。この取引時確認等には、外国の政府等で重要な地位を占める者（以下「外国PEPs」といいます）である場合の確認を含みますが、これに限りません。
  - (3) お客さまが「上場会社等の役員等」（日本証券業協会の規則により当社が定める「上場会社等の役員等」をいいます）に該当される場合はその旨のお届出
  - (4) お客さまが、法律により株券等（当社に預託された株券、「協同組織金融機関の優先出資に関する法律」に規定する優先出資証券ならびに投資証券をいいます）にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人等である場合にはその旨のお届出
  - (5) 「行政手續における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に規定する個人番号の告知、および同法等に規定する本人確認等のための書類のご届出またはご提示

- 4 当社が定める方法により、お客さま（お客さまの代理人等を含みます）につき、次の各号の表明・確約をしていただきます。なお、この約款では第（１）号の①から⑥に該当する者、または第（２）号の①から⑤の行為を行う者を「反社会的勢力」とします。
- (1) 現在かつ将来にわたり次の①から⑥のいずれにも該当しないことの表明・確約
- ① 暴力団
  - ② 暴力団員
  - ③ 暴力団準構成員
  - ④ 暴力団関係企業
  - ⑤ 総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等
  - ⑥ その他上記①から⑤に準ずる者
- (2) 自らまたは第三者を利用し次の①から⑤に該当する行為を行わないことの確約
- ① 暴力的な要求行為
  - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
  - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為
  - ④ 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損し、または当社の業務を妨害する行為
  - ⑤ その他上記①から④に準ずる行為
- (3) 反社会的勢力に関して、次の①から③の表明
- ① 反社会的勢力を利用していないこと
  - ② 反社会的勢力に対して資金を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与をしていないこと
  - ③ 反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していないこと
- (4) マネー・ローンダリングおよびテロ資金供与に関して、次の①から③の確約、および④の表明・確約
- ① 犯収法に定める「犯罪による収益」に該当する資金等の当社への預け入れ行為等を行わないこと
  - ② 「組織的な犯罪の処罰及び犯罪収益の規制等に関する法律」その他の関係法令に違反する行為を行わないこと
  - ③ マネー・ローンダリングまたはテロリストへの資金供与に該当する行為を行わないこと
  - ④ 現在かつ将来にわたり日本、米国、国際機関等および当社が定める国の経済制裁対象者等に該当しないこと、また、経済制裁対象者との間で各国法等に基づき禁止される取引を行わないこと
- 5 前項で表明または確約いただいた事項を確認することを目的とする場合その他当社が必要と判断する場合において、当社は、お客さまに対し、資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断する事項を確認するために情報提供を求めることがあります。
- 6 当社は、相当な期間取引がない場合、お客さまに通知することなく、入出金を含むお客さまの取引またはサービスの提供の全部または一部を停止または制限することがあります。また、第79条第1項各号もしくは第2項各号の事由がある場合、これらに準じる事由があると当社が合理的に判断した場合、または本条第5項に基づき当社がお客さまに情報提供を求めた場合で、お客さまが、当社の必要と認める情報提供を十分に行わない場合においても同様とします。なお、当社は、停止または制限した取引またはサービスの提供を再開するにあたり、お客さまに対し、改めて本人確認に必要な事項、または資産・収入の状況、取引の目的、職業・地位、資金源その他当社が必要と判断した事項に関する情報提供を求めることがあります。
- 7 公開買付け、相続等の目的のため、当社との契約締結が必要なときであって、第79条第1項各号または第2項各号の事由がある場合、当社は、その事情に応じて取引を制限することがあります。
- 8 前項の場合において、締結された契約は、その目的が終了したとき、解約されるものとします。

#### (個別契約の締結)

**第5条** 前条に定めるほか、当社との間で行う取引または当社から受けるサービスに関しては、お客さまのお申込みに対して当社が承諾した場合において個別に契約が締結され、当該取引または当該サービスの提供が開始されます。

なお、この約款と各取引・サービスにかかる個別契約等との間に抵触する規定がある場合は、特段の定めがない限り、当該個別契約等が優先するものとします。

#### (既存取引等の継続)

**第6条** お客さまが証券総合取引を開始される際、すでに当社でご利用されている取引および取扱いについては、継続してこの約款に基づくものとしてご利用いただけます。

### 第3節 法令等の遵守

#### (法令諸規則の遵守等)

**第7条** 当社との間で行う取引または当社から受けるサービスに関しては、お客さまは、金商法その他の関係法令、金融商品取引所が定める受託契約準則等の諸規則、日本証券業協会が定める諸規則、振替機関が定める業務規程等、および当社の社内規則（以下これらを総称して「法令諸規則」といいます）に従うものとします。



## 第4節 注文の受託

### (本人であることの確認)

**第8条** 当社は、お客さまからご注文をお受けする際には、お客さまご本人からのご注文であることを確認させていただきます。

### (前受金等)

**第9条** 有価証券等の売買等の受注は、原則として、あらかじめ買付の注文にかかる約定代金および執行にかかる手数料等（以下あわせて「買付代金」といいます）、または売付の注文にかかる有価証券（以下「売付有価証券」といい、買付代金とあわせて「前受金等」といいます）の全部をお預りした上で行います。

- 2 前受金等の全部をお預りしていない場合は、取引所取引については受託契約準則に定められる時限、その他の取引については当社の定める時限までに、買付代金または売付有価証券をお預りします。
- 3 前各項による買付代金または売付有価証券の受入が行われない場合は、次の各号に定める措置をとることができます。
  - (1) お客さまからの預り金から充当する措置（証券総合口座をご利用のお客さまについては、MRFの残高がある場合には、お客さまから特にお申出がない限り、MRFの換金のお申込みがあったものとして、MRFを自動換金のうえ、充当することができるものとします）。なお、充当の際に外貨の預り金を円に換算する必要がある場合は、当社の定める日における当社が定める為替レートにより換算するものとします（なお書きについては、次号においても同様とします）。
  - (2) 売買契約を解除しまたはお客さまの計算において反対売買を行う措置
  - (3) 前各号の措置を講じた後になお不足金がある場合は、当社がお客さまのために占有しまたは振替決済口座に記帳する有価証券等をもってその不足金に充当する措置。この場合でも、なお不足金があるときはその不足額の支払を請求することができるものとします。
  - (4) お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
  - (5) お客さまへのサービス提供を停止する措置

### (受注できない場合)

**第10条** 事故証券については、お預りしたり、売付等を受注したりすることはできません。なお、事故証券とは、偽造された有価証券、除権判決が確定した有価証券および失効後の有価証券その他の無効な有価証券、ならびに盗難届の提出、公示催告の申立てまたは株券喪失登録の請求等によって円滑な取引に支障のある、またはそのおそれのある有価証券をいいます。

- 2 前項によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。
  - (1) 注文の内容が法令諸規則もしくはこの約款の定めのおそれがあることと当社が判断する場合
  - (2) 金融商品取引所が取引を規制している銘柄または当社が自主的に取引を制限している銘柄の場合
  - (3) お客さまが当社に対する債務の履行を怠っている場合
  - (4) お客さまから注文を受けるにあたり、法令諸規則に基づきお客さまへの交付が必要な書類をお客さまが受領していることを確認できない場合
  - (5) 前各号に掲げる場合のほか、受注することが適当ではないものと当社が判断した場合（実質的に投資判断を行う者と口座名義人が異なる場合等を含みますがこれらに限られません）

### (注文内容の明示)

**第11条** 有価証券等の売買等のご注文の際は、現物取引と信用取引の別その他の取引の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期限、執行する市場の別その他、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。

- 2 前項が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。
- 3 当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。

### (注文の執行等)

**第12条** 有価証券等の売買等の注文を受付けた場合は、相当の時間内に執行します（取引停止など執行を阻害する事由が生じた場合は、当該事由が解消された後相当の時間内に執行します）。

- 2 有価証券等の売買等の注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客さまに連絡することなく、その注文の執行をとりやめることがあります。
  - (1) 執行するまでに、法令諸規則またはこの約款の定めのおそれがあることとなったまたは反するおそれがあると当社が認めたとき
  - (2) 売買注文の価格が金融商品取引所等の値幅制限を越えるとき
  - (3) 公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき
  - (4) 有効期間の途中で、金融商品取引所等または当社が当該銘柄の売買を規制したとき
  - (5) お客さまの口座に立替金その他の不足金があるとき
  - (6) 前各号に掲げるときのほか、取引の健全性に照らして当社が不適当と判断するとき
- 3 第1項にかかわらず、金融商品取引所等のシステム障害により取引が停止され金融商品取引所等により当社の呼値が取り消された場合、お客さまから受付けた金融商品取引所等への注文について当社はあらかじめお客さまに連絡することなく次のとおり取り扱います。
  - (1) 東京・名古屋・札幌・福岡の各証券取引所における、執行条件のない注文（「成行」または「指値」注文）

については、取引停止の解消後相当の時間内に執行します。

- (2) 第(1)号の各証券取引所における執行条件付注文(「寄付き」、「引け」、「不成」または「引成」注文等)、または第(1)号の各証券取引所以外の金融商品取引所等における注文については、受付けた注文の取消を行います。
- 4 第1項にかかわらず、当社の責に帰すべきシステム障害により、当社が受付けたお客さまの注文について以下の各号に該当する場合、当社はあらかじめお客さまに連絡することなく、本来の注文内容に従って約定を訂正させていただくことがあります。ただし、当社受付前の注文は除きます。システム障害の発生の有無および発生時刻、復旧時刻は、当社判断によるものとします。なお、約定の訂正にはお時間をいただく場合があります。
  - (1) 本来約定すべき注文が約定していない場合
  - (2) 本来の注文内容に従って約定すべき価格よりも不利な価格で約定している場合
  - (3) 本来取消されるべき注文が約定している場合
- 5 単元未満株の注文について、単元未満株の取引を取次ぐ金融商品取引業者のシステム障害等の場合、当社は最良執行方針に基づいて、あらかじめお客さまに連絡することなく自ら相対売買を行う場合があります。

#### (注文の停止等)

- 第13条** お客さまが売買等の注文を行う場合、天災地変もしくは政変等による著しい社会秩序の混乱、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等不可抗力と認められる事由があるとき、または受注後に注文を停止すべきと当社が合理的に判断した場合は、注文執行の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。
- 2 お客さまが投資信託の売買の注文を行う場合は、前項によるほか、その投資信託の委託会社によって注文受付の停止または受付けた注文の取消が行われうることを了解のうえ、これを行うものとします。

## 第5節 報告・連絡

#### (取引報告書)

- 第14条** 当社にご注文いただいた有価証券等の売買等の取引が成立したとき、またはその他法令に定めるときは、金商法第37条の4等の規定に基づき、遅滞なく、取引報告書(契約締結時交付書面)をお客さまに交付します(郵送または法令に定める電子情報処理組織を使用する方法による交付を含みます。以下取引残高報告書についても同様です)。

#### (取引残高報告書等)

- 第15条** 当社は「金融商品取引業等に関する内閣府令」第98条等の規定に基づき、四半期に1回以上、期間内の取引内容、取引後の残高を記載した取引残高報告書をお客さまに交付します。ただし、次の各号に定める場合は、それぞれに定める頻度とします。
- (1) 取引がない場合は、1年に1回以上(取引、残高がともに1年以上ない場合は交付しません)
  - (2) 信用取引、金商法第28条第8項第6号に規定する有価証券関連デリバティブ取引またはそれ以外の金商法第2条第22項に規定する店頭デリバティブ取引(「金融商品取引法施行令」第1条の8の6第1項第2号に該当するものおよび同令第16条の4第1項各号に掲げるものを除きます)の未決済建玉がある場合には1年に2回以上
  - 2 当社は、前項の規定にかかわらず、お客さまが金商法に定める特定投資家(金商法の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、特定投資家とみなされる者を含みます)である場合であって、当該お客さまからの前項に定める取引残高報告書によるご報告に関する事項についての照会に対して速やかに回答できる体制が整備されている場合には、当社が定めるところにより取引残高報告書によるご報告を行わないことがあります。
  - 3 当社は、第1項に定める取引残高報告書により報告する場合、次に掲げる書面に記載されているもの(「金融商品取引業等に関する内閣府令」第108条第1項第2号イおよびニからへまでに掲げる事項ならびに同号チに掲げる事項(手数料に限りません)を除きます)については、第1項の規定にかかわらず、取引残高報告書に記載を行わないことがあります。
    - (1) 個別のデリバティブ取引等にかかる契約締結時交付書面
    - (2) 当該デリバティブ取引等にかかる取引の条件を記載した契約書
  - 4 取引残高報告書およびその他取引残高に関する報告書をお届けした後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとさせていただきますので、当該報告書等を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、当該報告書等の記載事項を確認した旨の回答書をご返送いただく場合があります。
  - 5 当社からの報告書や連絡内容等、取引に関する事項でご不審な点があるときは、速やかに取引店の内部管理責任者または本社内部管理担当部署に直接ご連絡ください。

#### (その他の連絡事項)

- 第16条** 前条のほか、当社は、保護預り証券および振替証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。
- (1) 名義書換または提供を要する場合には、その期日
  - (2) 混合保管中の債券について第21条の規定に基づき決定された償還額

(3) 最終償還期限

2 市場性のない有価証券については、前項第(1)号から第(3)号の連絡を行わない場合があります。

(通知の効力)

**第17条** お客さまのお届出住所あてに、当社によりなされた諸通知が、転居、不在、その他当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものと取扱うことができるものとします。

## 第2章 有価証券の保護預り取引

(保護預り証券)

**第18条** 当社は、本章および法令諸規則の定めに従って有価証券の保護預りをします。ただし、市場性のないもの等は、お預りしないことがあります。

(保護預り証券の保管方法および保管場所)

**第19条** 当社は、保護預り証券について金商法第43条の2等法令に定める顧客資産の分別管理に関する規定に従って次のとおりお預りします。

- (1) 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる保護預り証券については、決済会社で混合して保管します。
- (2) 第(1)号に規定する場合であっても、お客さまの特段のお申出により当社において保管する場合には、当社において安全確実に保管します。この場合、債券または投資信託受益証券については、特にお申出のない限り他のお客さまの同銘柄の証券と混合して保管します。なお、当社における保護預り証券の保管業務等は、第三者機関に委託することがあります。
- (3) 第(1)号および第(2)号による保管は、大券をもって行うことがあります。

(混合保管等に関する同意事項)

**第20条** 前条の規定により混合して保管する証券については、次の事項につきご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) お預りした証券と同銘柄の証券に対し、その証券の数または額に応じて共有権または準共有権を取得すること
- (2) 新たに証券をお預りするときまたはお預りしている証券を返還するときは、その証券のお預りまたはご返還については、同銘柄の証券をお預りしている他のお客さまと協議を要しないこと

(混合保管中の債券の抽選償還が行われた場合の取扱い)

**第21条** 混合して保管している債券が抽選償還に当選した場合における被償還者の選定および償還額の決定等については、当社が定める社内規程により公正かつ厳正に行います。

(保護預り証券の口座処理)

**第22条** 保護預り証券は、すべて同一口座でお預りします。

- 2 金融商品取引所または決済会社の振替決済にかかる証券については、他の口座から振替を受け、または他の口座へ振替を行うことがあります。この場合、他の口座から振替を受け、その旨の記帳を行ったときにその証券が預けられたものとし、また、他の口座へ振替を行い、その旨の記帳を行ったときにその証券が返還されたものとして取扱います。ただし、決済会社が必要があると認めて振替を行わない日を指定したときは、決済会社に預託されている証券の振替が行われなことがあります。

(保護預り証券にかかる担保の設定)

**第23条** お客さまが保護預り証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、担保の設定を行うことができるものとします。この場合、当社が定める方法で行うものとします。

(名義書換等の手続きの代行等)

**第24条** 当社は、お客さまからご依頼があるときは株券等の名義書換、併合、分割または株式無償割当て、新株予約権付社債の新株予約権の行使、単元未満株式等の発行者への買取請求の取次ぎ等の手続きを代行します。

(償還金等の代理受領等)

**第25条** 保護預り証券の償還金(混合保管中の債券について第21条の規定に基づき決定された償還金を含みます。以下同じ)または利金(分配金を含みます。以下同じ)の支払いがあるときは、当社が代わってこれを受取り、ご請求に応じてお支払いします。なお、発行体からの償還金または利金の支払状況によっては、お客さまへのお支払いが予定日より遅延する場合があります。

(有価証券の受入れ)

**第26条** 当社は、お客さまより有価証券等を保護預りとしてお預りしたときは、当社所定の「受領書」または「取引残高報告書」を交付します。

(保護預り証券の返還)

**第27条** 保護預り証券の返還をご請求になるときは、当社が定める方法によりお手続きください。

(保護預り証券の返還に準ずる取扱い)

**第28条** 当社は、次の場合には前条の手続きをまたずに保護預り証券の返還のご請求があったものとして取扱います。

- (1) 保護預り証券を売却される場合
- (2) 保護預り証券を代用証券に寄託目的を変更する旨のご指示があった場合



(3) 当社が第25条により保護預り証券の償還金の代理受領を行う場合  
(公示催告等の調査等の免除)

**第29条** 当社は、保護預り証券にかかる公示催告の申立て、除権決定の確定、保護預り証券にかかる喪失登録等についての調査およびご通知は行いません。

## 第3章 振替決済取引

### 第1節 構成

(本章の構成)

**第30条** 本章は、振替決済口座におけるお客さまと当社との間の振替証券にかかる権利義務関係を定めたものです。振替証券の定義および範囲については、振替機関（日本銀行または株式会社証券保管振替機構（以下「機構」といいます））の定めによるものとします。

- 2 第2節は、すべての振替証券に関する共通の規定です。
- 3 第3節は、振替国債（振替法に基づく振替制度において取扱う国債）に関する規定です。
- 4 第4節は、振替一般債（振替法に基づく振替制度において取扱う一般債）に関する規定です。
- 5 第5節は、振替株式等（振替法に基づく振替制度において取扱う株式等）に関する規定です。

### 第2節 すべての振替証券に関する共通の規定

(振替決済口座)

**第31条** 振替決済口座は、振替法に基づく口座管理機関として、当社が備え置く振替口座簿において開設します。

- 2 振替決済口座には、振替機関が定めるところにより、内訳区分を設けます。この場合において、質権の目的である振替証券の記帳をする内訳区分（以下「質権欄」といいます）と、それ以外の振替証券の記帳をする内訳区分（以下「保有欄」といいます）とを別に設けて開設します。
- 3 当社は、お客さまが振替証券についての権利を有するものに限り振替決済口座に記帳します。

(振替の申請)

**第32条** お客さまは、振替決済口座に記帳されている振替証券について、次の各号に定める場合を除き、当社に対し、振替の申請をすることができます。

- (1) 差押えを受けたものその他の法令の規定により振替またはその申請を禁止されたもの
  - (2) 法令の規定により禁止された譲渡または質入れにかかるものその他振替機関が定めるもの
  - (3) 振替機関の定める振替制限日を振替日とするもの
  - (4) 振替一般債の償還期日または繰上償還期日において振替を行うもの
  - (5) 振替一般債の償還期日、繰上償還期日、定時償還期日または利子支払期日の前営業日において振替を行うもの
  - (6) 振替投資信託受益権の収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
  - (7) 振替投資信託受益権の償還金の処理のために発行者が指定する償還日までの振替停止の期間（以下「振替停止期間」といいます）中の営業日において振替を行うもの（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
  - (8) 振替投資信託受益権の償還日翌営業日において振替を行うもの（振替を行おうとする日の前営業日以前に当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
  - (9) 振替投資信託受益権の販社外振替（振替先または振替元が指定販売会社ではない口座管理機関等である振替のうち、振替機関の販社外振替情報管理機能を利用するものをいいます）を行うための振替の申請においては次に掲げる日において振替を行うもの
    - イ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日の前営業日（振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます）
    - ロ 収益分配金の処理のために発行者が指定する振替停止の営業日
    - ハ 償還日前々営業日までの振替停止期間中の営業日（当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
    - ニ 償還日前営業日（当該営業日が振替停止期間に該当しない場合においては、振替を行う日の前営業日以前に振替の申請を行う場合を除きます。当該営業日が振替停止期間に該当する場合には、当社の口座を振替先とする振替の申請を行う場合を除きます）
    - ホ 償還日
    - ヘ 償還日翌営業日
  - (10) 振替投資信託受益権の振替先口座管理機関において、振替の申請を行う銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受付けない場合
- 2 お客さまが振替の申請を行うにあたっては、当社が定める期日までに、次に掲げる事項を当社所定の依頼書

に記入のうえ、届出印鑑による押印、記名等当社の定める方法によりご提出いただきます。

- (1) 当該振替において減少および増加の記帳がされるべき振替証券の銘柄および数量
  - (2) お客さまの振替決済口座において減少の記帳がされるのが、保有欄か質権欄かの別
  - (3) 前号の振替決済口座において減少の記帳がされるのが質権欄である場合には、当該記帳がされるべき振替証券についての株主、新株予約権付社債権者、新株予約権者、投資主、優先出資者または受益者（以下本条において「株主等」といいます）の氏名または名称および住所ならびに第（1）号の数量のうち当該株主等ごとの数量
  - (4) 特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者（以下本条において「特別株主等」といいます）の氏名または名称および住所ならびに第（1）号の数量のうち当該特別株主等ごとの数量
  - (5) 振替先口座およびその直近上位機関の名称
  - (6) 振替先口座において、増加の記帳がされるのが、保有欄か質権欄かの別
  - (7) 前号の口座において増加の記帳がされるのが質権欄である場合には、振替数量のうち株主等ごとの数量ならびに当該株主等の氏名または名称および住所ならびに株主が機構が定める外国人保有制限銘柄の直接外国人であること等
  - (8) 振替を行う日
- 3 前項第（1）号の数量は、振替機関の定める最低数量の整数倍（投資信託受益権の場合は、投資信託約款に定める単位（同約款において複数の一部解約単位が規定されている場合には、そのうち振替先口座管理機関が指定した一部解約単位）が最低数量超の整数の場合は、その単位の整数倍とします）となるよう提示しなければなりません。
- 4 振替の申請が、振替決済口座の内訳区分間の場合には、第2項第（5）号の提示は必要ありません。また、同項第（6）号については、「振替先口座」を「お客さまの振替決済口座」として提示してください。
- 5 当社に振替証券の買取りを請求される場合、前各項の手続きをまたずに振替証券の振替の申請があったものとして取扱います。
- 6 第2項の振替の申請（振替先欄が保有欄であるものに限り）を行うお客さまは、振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権を同項第（5）号の振替先口座の他の加入者に担保の目的で譲り渡す場合には、当社に対し、当該振替の申請に際して当該振替株式、振替投資口、振替優先出資、振替上場投資信託受益権または振替受益権の株主、投資主、優先出資者もしくは受益者の氏名または名称および住所を示し、当該事項を当該振替先口座を開設する口座管理機関に通知することを請求することができます。

#### （他の口座管理機関への振替）

**第33条** 当社は、お客さまからお申出があった場合には、他の口座管理機関へ振替を行うことができます。ただし、当該他の口座管理機関において、お客さまから振替の申出があった銘柄の取扱いをしていない等の理由により、振替を受けない場合、当社は振替の申出を受けないことがあります。

- 2 前項において、他の口座管理機関へ振替を行う場合には、あらかじめ当社所定の書面によりお申込みください。

#### （利金・収益分配金・償還金・解約金の代理受領等）

**第34条** お客さまの振替決済口座に記帳されている振替証券（差押えを受けたもの、その他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の償還金（繰上償還金および定時償還金を含みます。また、金銭に代えて金銭以外の財産をもって償還する場合における当該金銭以外の財産を含みます。以下同じ）、利金、解約金および収益分配金の支払いがあるときは、当社がお客さまに代って支払者（支払代理人を含みます）からこれを受領し、お客さまのご請求に応じて当社からお客さまにお支払いします。なお、当社が代って受領した金額がお客さまにお支払いした金額よりも少なかった場合、お客さまに相当額をお支払いしたにもかかわらず当社が予定される受領日に保管機関等から果実、償還金等の支払いとして金銭を受領しなかった場合、その他の合理的な理由がある場合には、当社はお客さまより全額または一部を返還いただきます。お客さまから遅滞なく返還をいただけない場合、当社は当該お客さまに対して当社が負担する債務と弁済期の如何にかかわらず相殺すること、または当該お客さまより預託を受けた預り有価証券その他の資産等を当社が適当と認める時期、価格および条件をもって解約、売却または買取処分のため、手取額または代金額を返還いただくべき金額の一部または全部に充当することが、それぞれできるものとします。なお、本項に基づきお客さまより金銭の返還をいただく場合、当社は、返還対象金額と当社の資金調達コストに基づき返還いただくまでの期間に応じて当社が合理的に算定する金額を、また保管機関等に対して当社が別途金利等を負担する義務を負う場合には上記に当該金利負担額に基づき当社が合理的に算定する金額を加えた金額を、返還金額とあわせてお客さまから当社にお支払いいただくことができます。

- 2 当社は、前項の規定にかかわらず、当社が定める方法により、お客さまからの申込みがあれば、お客さまの振替決済口座に記帳がされている振替証券（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）の利子または収益分配金の全部または一部を、お客さまがあらかじめ指定された、当社に振替決済口座を開設している他のお客さまに配分することができます。

#### （抹消申請の委任）

**第35条** 振替決済口座に記帳されている振替証券について、次の各号に掲げる事項が行われる場合には、当該振替証券について、お客さまから当社に対し振替法に基づく抹消の申請に関する手続きを委任していただいたもの



とみなし、当社は当該委任に基づき、お客さまに代ってお手続きさせていただきます。

- (1) 振込国債が償還（分離利息振込国債にあっては、利子の支払い）された場合
- (2) 振替一般債について、償還、繰上償還または定時償還が行われる場合
- (3) 振替投資信託受益権について、お客さまの請求による解約、償還または信託の併合が行われる場合
- (4) 振替新株予約権付社債または振替上場投資信託受益権について、償還または繰上償還が行われる場合
- (5) 短期社債等の償還日が到来した場合

#### (担保の設定)

**第36条** お客さまが振替証券について担保を設定される場合は、当社が認めた場合に限り、担保の設定を行うことができるものとします。この場合、当社が定める方法で行うものとします。

#### (振替証券の一部の銘柄の取扱いを行わない場合の通知)

**第37条** 当社は、振替機関において取扱う振替証券のうち、当社が指定販売会社となっていない投資信託受益権の銘柄、その他当社が定める一部の振替証券の銘柄について取扱いを行わない場合があります。

- 2 当社は、当社における振替証券の取扱いについて、お客さまからお問合せがあった場合には、お客さまにその取扱いの可否を通知します。

#### (当社の連帯保証義務)

**第38条** 振替機関が、振替法等に基づき、お客さま（振替法第11条第2項に定める加入者に限り）に対して負うこととされている、次の各号に定める義務の全部の履行については、当社がこれを連帯して保証します。

- (1) 振替証券の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の数量より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた振替証券の超過分（振替証券を取得した者のないことが証明された分を除きます）の償還金、利金、解約金、収益の分配金および振替受益権の受益債権にかかる債務の支払いをする義務
- (2) 分離適格振込国債、分離元本振込国債または分離利息振込国債の振替手続を行った際、振替機関において、誤記帳等により本来の残額より超過して振替口座簿に記帳されたにもかかわらず、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた分離元本振込国債および当該国債と名称および記号を同じくする分離適格振込国債の超過分の元金の償還をする義務または当該超過分の分離利息振込国債および当該国債と利子の支払期日を同じくする分離適格振込国債の超過分（振込国債を取得した者のないことが証明された分を除きます）の利子の支払いをする義務
- (3) その他、振替機関において、振替法に定める超過記帳にかかる義務を履行しなかったことにより生じた損害の賠償義務

#### (緊急措置)

**第39条** 法令の定めるところにより振替証券の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

## 第3節 振込国債に関する規定

#### (分離適格振込国債にかかる元利分離申請)

**第40条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます）の日本銀行が定める内訳区分に記帳されている分離適格振込国債について、差押えを受けたもの、その他法令の規定により元利分離またはその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、元利分離の申請をすることができます。

- 2 前項に基づき、お客さまが元利分離の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただくこととします。
  - (1) 減額の記帳がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
  - (2) お客さまの振替決済口座において減額および増額の記帳がされるべき種別
- 3 前項第（1）号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければならないこととします。

#### (分離元本振込国債等の元利統合申請)

**第41条** 振替業を営む金融機関等は、振替決済口座（顧客口を除きます）の日本銀行が定める内訳区分に記帳されている分離元本振込国債および分離利息振込国債について、差押えを受けたもの、その他法令の規定により元利統合またはその申請を禁止されたものを除き、当社に対し、元利統合の申請をすることができます。

- 2 前項に基づき、お客さまが元利統合の申請を行うにあたっては、あらかじめ、次に掲げる事項を、当社に提示いただくこととします。
  - (1) 増額の記帳がされるべき分離適格振込国債の銘柄および金額
  - (2) お客さまの振替決済口座において減額および増額の記帳がされるべき種別
- 3 前項第（1）号の金額は、その分離適格振込国債の最低額面金額の整数倍で、かつ、分離適格振込国債の各利子の金額が当該整数倍となるよう提示しなければならないこととします。

## 第4節 振替一般債に関する規定

### (機構非関与銘柄の振替の申請)

**第42条** お客さまの口座に記帳されている機構非関与銘柄（機構の社債等に関する業務規程により、償還金および利金を取扱う銘柄以外の銘柄の振替一般債をいいます）について、お客さまが振替の申請を行う場合には、あらかじめ当社に対し、その旨をお申出ください。

## 第5節 振替株式等に関する規定

### (加入者情報の取扱いに関する同意)

**第43条** 当社は、原則として、振替決済口座に振替株式等にかかる記帳がされた場合には、お客さまの加入者情報（氏名または名称、住所、生年月日、法人の場合における代表者の役職氏名、その他機構が定める事項。以下同じ）について、株式等の振替制度に関して機構の定めるところにより取扱い、機構に対して通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

### (加入者情報の他の口座管理機関への通知の同意)

**第44条** 当社が前条に基づき機構に通知した加入者情報（生年月日を除きます）の内容は、機構を通じて、お客さまが他の口座管理機関に振替決済口座を開設している場合の当該他の口座管理機関に対して通知される場合があることにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

### (発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出)

**第45条** 当社は、お客さまが、発行者に対する代表者届または代理人選任届その他の届出を行うときは、当社にその取次ぎを委託することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

2 前項の発行者に対する届出の取次ぎは、お客さまが新たに取得した振替株式等については、次の各号の定める通知等のときに行うことにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

(1) 総株主通知、新株予約権付社債権者通知、総新株予約権者通知、総投資主通知、総新投資口予約権者通知、総優先出資者通知または総受益者通知（以下「総株主通知等」といいます）

(2) 個別株主通知、個別投資主通知または個別優先出資者通知

(3) 株主総会資料、投資主総会資料または優先出資者総会資料の書面交付請求（第51条 第2項に規定する書面交付請求をいいます）

### (発行者に対する振替決済口座の所在の通知)

**第46条** 当社は、振替株式等の発行者が会社法第198条第1項に規定する公告をした場合であって、当該発行者が情報提供請求を行うに際し、お客さまが同法第198条第1項に規定する株主または登録株式質権者である旨を機構に通知したときは、機構がお客さまの振替決済口座の所在に関する事項を当該発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

### (振替制度で指定されていない文字の取扱い)

**第47条** お客さまが当社に対して届出を行った氏名もしくは名称または住所のうちに振替制度で指定されていない文字がある場合には、当社が振替制度で指定された文字に変換することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

### (振替先口座等の照会)

**第48条** 当社は、お客さまから振替の申請を受けたときは、機構に対し、お客さまからの振替の申請において示された振替先口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

2 お客さまが振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、振替先口座を開設する口座管理機関がお客さまから同意を得ているときは、当該口座管理機関は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

3 お客さまが当社に対する振替株式等の質入れ、担保差入れまたは株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求もしくは新投資口予約権買取請求のために振替の申請をしようとする場合であって、当社がお客さまから同意を得ているときは、当社は、機構に対し、振替元口座にかかる加入者口座情報が機構に登録されている否かについての照会をすることがあります。

### (信託の受託者である場合の取扱い)

**第49条** お客さまが信託の受託者である場合には、お客さまは、その振替決済口座に記帳がされている振替株式等について、当社に対し、信託財産である旨の記帳をすることを請求することができます。

### (振替株式等の発行者である場合の取扱い)

**第50条** お客さまが振替株式、振替投資口または振替優先出資の発行者である場合には、お客さまの振替決済口座に記帳がされているお客さまの発行する振替株式、振替投資口または振替優先出資（差押えを受けたものその他の法令の規定により抹消またはその申請を禁止されたものを除きます）について、当社に対し、一部抹消の申請をすることがあります。

2 お客さまは、その振替決済口座の保有欄に記載または記録がされている株式買取請求、投資口買取請求、新株予約権付社債買取請求、新株予約権買取請求または新投資口予約権買取請求の目的で振替を受けた振替株

式、振替投資口、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替新投資口予約権について、当社に対し、反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知または反対新投資口予約権者の通知をしていただきます。

#### (個別株主通知等の取扱い)

**第51条** お客さまは、当社に対し、当社が定める方法により、個別株主通知の申出（振替法第154条第4項の申出をいいます）の取次ぎの請求をすることができます。

- 2 お客さまは、当社に対し、当社所定の方法により、発行者に対する会社法第325条の5第1項の規定に基づく株主総会資料の書面交付請求、投資信託及び投資法人に関する法律第94条第1項に基づく投資主総会資料の書面交付請求および協同組織金融機関の優先出資に関する法律第40条第4項に基づく優先出資者総会資料の書面交付請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、これらの書面交付請求の取次ぎの請求は当該発行者が定めた基準日までに行っていただく必要があります。
- 3 前項の請求については所定の手数料をお客さまにご負担いただく場合があります。

#### (単元未満株式の買取請求等)

**第52条** お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求をすることができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

- 2 前項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求、単元未満株式の売渡請求の取次ぎの請求、取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求および発行者に対する振替決済口座通知の取次ぎの請求等については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に請求の効力が生じます。
- 3 お客さまは、第1項の単元未満株式の発行者への買取請求の取次ぎの請求を行うときは、当該買取請求にかかる単元未満株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。
- 4 お客さまは、第1項の単元未満株式の発行者への売渡請求の取次ぎの請求を行うときは、当該売渡請求にかかる発行者への売渡代金の支払いは、当社を通じて行っていただきます。
- 5 お客さまは、第1項の取得請求権付株式の発行者への取得請求の取次ぎの請求を行うときは、当該取得請求にかかる取得請求権付株式について、発行者の指定する振替決済口座への振替の申請を行っていただきます。

#### (会社の組織再編等にかかる手続き)

**第53条** 当社は、振替株式等の発行者における合併、株式交換、株式移転、株式交付、会社分割、株式の消却、併合、分割または無償割当て等に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加もしくは減少の記帳を行います。

- 2 当社は、取得条項が付された振替株式等の発行者が、当該振替株式等の全部を取得しようとする場合には、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

#### (振替上場投資信託受益権の併合等にかかる手続き)

**第53条の2** 当社は、振替上場投資信託受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

#### (振替受益権の併合等にかかる手続き)

**第53条の3** 当社は、振替受益権の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

- 2 当社は、信託の併合または分割に際し、機構の定めるところにより、お客さまの振替決済口座に増加または減少の記帳を行います。

#### (振替上場投資信託受益権等の抹消手続き)

**第53条の4** 振替決済口座に記帳されている振替上場投資信託受益権または振替受益権について、お客さまから当社に対し抹消の申請が行われた場合、機構が定めるところに従い、お客さまに代わってお手続きさせていただきます。

- 2 振替上場投資信託受益権について、機構が定める場合には抹消の申請をすることはできません。

#### (配当金等に関する取扱い)

**第54条** お客さまは、金融機関等の預貯金口座への振込みの方法により振替株式等の配当金または分配金を受領しようとする場合には、当社に対し、発行者に対する配当金または分配金を受領する預貯金口座の指定（以下「配当金等振込指定」といいます）の取次ぎの請求をすることができます。

- 2 お客さまは、当社を経由して機構に登録した一の金融機関預金口座（以下「登録配当金等受領口座」といいます）への振込みにより、お客さまが保有するすべての銘柄の振替株式等の配当金または分配金を受領する方法（以下「登録配当金等受領口座方式」といいます）またはお客さまが発行者から支払われる振替株式等の配当金または分配金の受領を当社に委託し、発行者は当該委託に基づいて、当社がお客さまのために開設する振替決済口座に記帳された振替株式等の数量（当該発行者にかかるものに限ります）に応じて当社に対して配当金または分配金の支払いを行うことにより、お客さまが配当金または分配金を受領する方式（以下「株式数等比例配分方式」といいます）を利用しようとする場合には、当社に対し、その旨を示して前項の配当金振込指定の取次ぎの請求をしていただきます。
- 3 お客さまが前項の株式数等比例配分方式の利用を内容とする配当金等振込指定の取次ぎを請求する場合に



は、次に掲げる事項につき、ご同意いただいたものとして取扱います。

- (1) お客様の振替決済口座に記帳がされた振替株式等の数量にかかる配当金等の受領を当社または当社があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること
  - (2) お客様が振替決済口座の開設を受けた他の口座管理機関がある場合には、当該他の口座管理機関に開設された振替決済口座に記帳された振替株式等の数量にかかる配当金または分配金の受領を当該他の口座管理機関または当該他の口座管理機関があらかじめ再委託先として指定する者に委託すること。また、当該委託をすることを当該他の口座管理機関に機構を通じて通知することについては、当社に委託すること
  - (3) 当社は、前号により委託を受けた他の口座管理機関に対する通知については、当社の上位機関および当該他の口座管理機関の上位機関を通じて行うこと
  - (4) お客様に代理して振替株式等の配当金または分配金を受領する口座管理機関の商号または名称、当該口座管理機関が配当金または分配金を受領するために指定する金融機関預金口座および当該金融機関預金口座ごとの配当金または分配金の受領割合等については、発行者による配当金または分配金の支払いの都度、機構が発行者に通知すること
  - (5) 発行者が、お客様の受領すべき振替株式等の配当金または分配金について、機構が前号により発行者に通知した口座管理機関に対して支払ったことを当社が確認でき次第、お客様の取引口座に入金すること
  - (6) お客様が次に掲げる者に該当する場合には、株式数等比例配分方式を利用することができないこと  
イ 機構に対して株式数等比例配分方式に基づく加入者の振替株式等の配当金または分配金の受領をしない旨の届出をした口座管理機関の加入者  
ロ 機構加入者（直接口座管理機関）  
ハ 他の者から株券喪失登録がされている株券にかかる株式（当該株式の銘柄が振替株式であるものに限る）の名義人である加入者、当該株券喪失登録がされている株券にかかる株券喪失登録者である加入者または会社法第223条第1項の規定により当該株券喪失登録がされている株券について当該株券喪失登録の抹消を申請した者である加入者
- 4 登録配当金等受領口座方式または株式数等比例配分方式を現に利用しているお客様は、配当金等振込指定の単純取次ぎを請求することはできません。

**(振替受益権の信託財産への転換請求の取次ぎ等)**

**第54条の2** 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って信託財産への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国または地域（以下「国等」といいます）の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます）。

なお、当該転換により取得した信託財産については、この約款によらず、当社が別に定める約款の規定により管理することがあります。

- 2 当社は、ご依頼があるときは、振替受益権の信託財産について、信託契約および機構の規則等その他の定めに従って、当該振替受益権への転換請求の取次ぎの手続きを行います（信託財産の発行者が所在する国等の諸法令、慣行および信託契約の定め等により転換請求の取次ぎを行うことができない場合を除きます）。

**(振替受益権の信託財産の配当等の処理)**

**第54条の3** 振替受益権の信託財産にかかる配当金または収益分配金等の処理、新株予約権等（新株予約権の性質を有する権利または株式その他の有価証券の割当てを受ける権利をいいます。以下同じ）その他の権利の処理は、信託契約に定めるところにより、処理することとします。

**(振替受益権の信託財産にかかる議決権の行使)**

**第54条の4** 振替受益権の信託財産にかかる株主総会（受益者集会を含む。以下同じ）における議決権は、お客様の指示により、当該振替受益権の受託者が行使します。ただし、別途信託契約に定めがある場合はその定めによります。

**(振替受益権にかかる議決権の行使等)**

**第54条の5** 振替受益権にかかる受益者集会における議決権の行使または異議申立てについては、信託契約に定めるところによりお客様が行うものとします。

**(振替受益権の信託財産にかかる株主総会の書類等の送付等)**

**第54条の6** 振替受益権の信託財産にかかる株主総会に関する書類、事業報告書その他配当、新株予約権等の権利または利益に関する諸通知および振替受益権にかかる信託決算の報告書の送付等は、当該振替受益権の受託者が信託契約に定める方法により行います。

**(振替受益権の証明書の請求等)**

**第54条の7** お客様は当社に対し、振替法第127条の27第3項の書面の交付を請求することができます。

- 2 お客様は、振替法第127条の27第3項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替受益権について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。

**(総株主通知等にかかる処理)**

**第55条** 当社は、振替株式等について、機構に対し、機構が定めるところにより、株主確定日（振替新株予約権付社

債にあっては新株予約権付社債権者確定日、振替新株予約権にあっては新株予約権者確定日、振替投資口にあっては投資主確定日、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者確定日、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者確定日。以下この条において同じ)における株主(振替新株予約権付社債にあっては新株予約権付社債権者、振替新株予約権にあっては新株予約権者、振替投資口にあっては投資主、協同組織金融機関の振替優先出資にあっては優先出資者、振替上場投資信託受益権および振替受益権にあっては受益者。なお、登録株式質権者、登録投資口質権者または登録優先出資質権者となるべき旨の申出をした場合を含みます。以下「通知株主等」といいます)の氏名または名称、住所、通知株主等の口座、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を報告します。

- 2 機構は、前項の規定により報告を受けた内容等に基づき、総株主通知等の対象となる銘柄である振替株式等の発行者(振替上場投資信託受益権にあっては発行者および受託者。次項において同じ)に対し、通知株主等の氏名または名称、住所、通知株主等の有する振替株式等の銘柄および数量、その他機構が定める事項を通知します。この場合において、機構は、通知株主等として報告したお客さまについて、当社または他の口座管理機関から通知株主等として報告しているお客さまと同一の者であると認めるときは、その同一の者にかかる通知株主等の報告によって報告された数量を合算した数量によって、通知を行います。
- 3 機構は、発行者に対して通知した前項の通知株主等にかかる事項について、株主確定日以降において変更が生じた場合は、当該発行者に対してその内容を通知します。
- 4 当社は、振替上場投資信託受益権または振替受益権について、機構が定めるところにより、お客さまの氏名または名称およびその他機構が定める情報が、総受益者通知において、振替上場投資信託受益権の発行者および受託者または振替受益権の発行者に対して提供されることにつき、お客さまにご同意いただいたものとして取り扱います。

#### (振替新株予約権の行使請求等)

**第56条** お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権付社債について、発行者に対する新株予約権行使請求の取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日、元利払期日および当社が必要と認めるときには当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。

- 2 お客さまは、当社に対し、お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求をすることができます。ただし、当該新株予約権行使により交付されるべき振替株式の銘柄にかかる株主確定日および当社が必要と認めるときは当該新株予約権行使請求の取次ぎの請求を行うことはできません。
- 3 前二項の発行者に対する新株予約権行使請求および当該新株予約権行使請求にかかる払込みの取次ぎの請求については、機構の定めるところにより、すべて機構を経由して機構が発行者にその取次ぎを行うものとします。この場合、機構が発行者に対し請求を通知した日に行使請求の効力が生じます。
- 4 お客さまは、第1項または第2項に基づき、振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、発行者に対する新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、当該新株予約権行使請求をする振替新株予約権付社債または振替新株予約権の一部抹消の申請手続きを委任していただくものとします。
- 5 お客さまは、前項に基づき、振替新株予約権について新株予約権行使請求を行う場合には、当社に対し、発行者の指定する払込取扱銀行の預金口座への当該新株予約権行使にかかる払込みの振込みを委託していただくものとします。
- 6 お客さまの振替決済口座に記帳されている振替新株予約権付社債または振替新株予約権について、新株予約権行使期間が満了したときは、当社はただちに当該振替新株予約権の抹消を行います。
- 7 お客さまは、当社に対し、第1項の請求と同時に当該請求により生じる单元未満株式の買取請求の取次ぎを請求することができます。ただし、機構が定める取次停止期間は除きます。

#### (振替新株予約権付社債等の取扱い廃止に伴う取扱い)

**第57条** 振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、発行者が新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券を発行するときは、お客さまは、当社に対し、発行者に対する新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券の発行請求の取次ぎを委託していただくこととなります。また、当該新株予約権付社債券、新株予約権証券または受益証券は、当社がお客さまに代わって受領し、これをお客さまに交付します。

- 2 当社は、振替新株予約権付社債、振替新株予約権または振替上場投資信託受益権の取扱い廃止に際し、機構が定める場合には、機構が取扱い廃止日におけるお客さまの氏名または名称および住所その他の情報を発行者に通知することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

#### (振替新株予約権付社債にかかる振替口座簿記載事項の証明書の交付請求)

**第58条** お客さま(振替新株予約権付社債権者である場合に限り)は、当社に対し、振替口座簿のお客さまの口座に記帳されている当該振替新株予約権付社債についての振替法第194条第3項各号に掲げる事項を証明した書面(振替法第222条第3項に規定する書面をいいます)の交付を請求することができます。

- 2 お客さまは、前項の書面の交付を受けたときは、当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請または抹消の申請をすることはできません。また、お客さまは、反対新株予約権付社債権者が振替法第222条第5項に規定する書面の交付を受けたときは、当該反対新株予約権付社債権者が当該書面を当社に返還するまでの間は、当該書面における証明の対

象となった振替新株予約権付社債について、振替の申請をすることはできません。

**(振替口座簿記載事項の証明書の交付または情報提供の請求)**

**第59条** お客さまは、当社に対し、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座に記帳されている事項を証明した書面（振替法第277条に規定する書面をいいます）の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することを請求することができます。

- 2 当社は、当社が備える振替口座簿のお客さまの口座について、発行者等の利害関係を有する者として法令に定められている者から、正当な理由を示して、お客さまの口座に記帳されている事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法により提供することの請求を受けたときは、直接または機構を経由して、当該利害関係を有する者に対して、当該事項を証明した書類の交付または当該事項にかかる情報を電磁的方法による提供をします。

**(機構からの通知に伴う振替口座簿の記帳内容の変更に関する同意)**

**第60条** 機構から当社に対し、お客さまの氏名もしくは名称の変更があった旨、住所の変更があった旨またはお客さまが法律により振替株式等にかかる名義書換の制限が行われている場合の外国人等である旨もしくは外国人等でなくなった旨の通知があった場合には、当社が管理する振替口座簿の記帳内容を当該通知内容のものに変更することにつき、ご同意いただいたものとして取扱います。

**(権利確定日におけるフェイル時の株券等貸借取引に関する特約)**

**第61条** 当社が、お客さまによる権利確定日（権利確定日が休業日である場合にはその前営業日をいいます。本条において同じ）を受渡日とする上場株券等（取引所金融商品市場に上場されている株券、優先出資証券、投資信託受益証券、投資証券または受益証券発行信託の受益証券をいいます。本条において同じ）の買付けに関し、当社所定の決済時限までに渡方金融商品取引業者または渡方登録金融機関から当社に対し当該買付けした上場株券等の引渡しが行われないこと（以下「フェイル」といいます）を確認した場合について、当該権利確定日にかかるお客さまの株主等（株主、優先出資者、受益権者または投資主をいいます。本条において同じ）としての権利を保全するため、お客さまは当社との間で次の各号に定める事項について同意するものとし、

- (1) 当社が、お客さまから当該権利確定日において当社に対し、当該上場株券等の借入れの申込みがあったものとする
  - (2) 前号のお客さまからの申込みに対し、当社は、お客さまの株主等としての権利を保全するために可能な範囲で承諾すること（需給状況等により、当社はお客さまからの当該上場株券等の借入れの申込みを承諾しない場合があります。）および本件貸借取引（前号のお客さまからの申込みに対し、本号により成立した貸借取引をいいます。次号において同じ。）に関しては個別の株券等貸借取引契約を締結することなく本条の定めに従い処理されること
  - (3) 本件貸借取引の貸借期間は、当該権利確定日からその翌営業日までの間とし、お客さまの貸借料は無償とすること
  - (4) 当社は、日本証券金融株式会社からフェイルとなった上場株券等と同種、同量の上場株券等を借り入れ、当該権利確定日からその翌営業日までの間、お客さまに貸し出すこと
  - (5) お客さまは、当社が貸し出した上場株券等を担保として当社に提供することおよび当社がお客さまから担保として受け入れた上場株券等を前号記載の当社による借入の担保として日本証券金融株式会社に差し入れること
  - (6) 権利確定日の翌営業日に、当社はお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を返還し、お客さまは当社から借り入れた当該上場株券等を当社に返済すること
  - (7) 第(4)号および第(5)号に掲げる上場株券等の貸出しと担保としての提供は同時に行われるものとし、お客さま、当社および日本証券金融株式会社の振替決済口座の振替により行うこと。また、前号の担保として提供を受けた上場株券等の返還と借り入れた上場株券等の返済は、担保として提供を受けた上場株券等をもって借り入れた上場株券等の返済に充当することにより行うこととし、これにより担保の目的物である上場株券等の返還債務と借入れの目的物である上場株券等の返済債務が全て履行されたものとみなし、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等の担保権は合意解除すること
- 2 次の各号に掲げる事由がお客さままたは当社のいずれか一方に発生したことにより、当社がお客さまから担保として提供を受けた上場株券等を当社が返還することができなくなった場合または当社がお客さまに貸し出した上場株券等をお客さまが返済できなくなった場合、当社がお客さまから提供を受けた上場株券等にかかる返還請求権と当社がお客さまに貸し出した株券等貸借取引の貸出しにかかる返済請求権とを相殺するものとし、
    - (1) 破産手続開始、再生手続開始、更生手続開始または特別清算開始の申立てがあったとき
    - (2) 解散の決議を行いその他解散の効力が生じたとき
    - (3) 租税公課の滞納により差押えを受けたとき
    - (4) 支払を停止したとき
    - (5) 本条に基づき相手方に対して有する上場株券等の返還請求権もしくは返済請求権に対して保全差押えまたは差押えの命令、通知が発送されたとき、または当該返還請求権もしくは返済請求権の譲渡または質権設定の通知が発送されたとき



- (6) 手形交換所または電子記録債権法第2条第2項に規定する電子債権記録機関の取引停止処分を受けたとき
  - (7) 自己の責めに帰すべき事由によりその所在が不明となったとき
  - (8) 書面により、本条に基づき相手方に対して負う債務の存在を一部でも否認し、または支払能力がないことを認めるとき
- 3 第1項および第2項に基づく双方の一切の権利は、相手方の同意を得た場合を除き、第三者に譲渡または質入れすることはできません。
  - 4 お客さまから担保として提供を受けた上場株券等について、当社および当社が当該上場株券等を担保提供した日本証券金融株式会社は、機構の定めるところにより、お客さまを権利確定日における株主等として確定するための手続きを行います。
  - 5 お客さまが当社との間でこの約款とは別に株券等貸借取引に関する基本契約書を締結している場合でも、第1項から第4項、第6項および第7項の取扱いが優先して適用されます。ただし、これらの取扱いを希望されない場合には、お客さまは、いつでもその旨を当社に申し出ることができます。
  - 6 第1項に基づき、当社がお客さまに対しフェイルとなった上場株券等を貸し出した場合には、当社は、約定日、銘柄名、貸出数量および貸出期間に加えお客さま名および当社名を記載した書面（お客さまから担保として提供された上場株券等について、第1項第（5）号に基づき日本証券金融株式会社に対し当社が担保として提供した上場株券等の種類、銘柄および株式数を記載した書面を含みます。以下「貸出報告書」といいます）を交付いたします。
  - 7 前項にかかわらず、お客さまと当社は、お客さまから特段の申し出がない限り、貸出報告書の交付を行わないことに合意するものとします。

#### （個人情報の取扱い）

**第62条** お客さまの個人情報（氏名、住所、生年月日、その他機構が定める事項。以下同じ）の一部または全部が、法令に定める場合のほか、機構の業務規程に基づくこの約款の各規定により、機構を通じて振替株式等の発行者および受託者ならびに機構を通じて他の口座管理機関に提供されることがありますが、この約款の定めにより、お客さまの個人情報が機構等へ提供されることについて同意していただいたものとして取り扱います。

## 第4章 国内外貨建債券取引

#### （外貨の受払い等）

**第63条** 国内外貨建債券の取引にかかる外貨の授受は、原則としてお客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。

#### （金銭の授受）

**第64条** 国内外貨建債券の取引に関して行う当社とお客さまの間における金銭の授受は、円貨または当社が応じ得る範囲内でお客さまが指定する外貨によります。この場合において、外貨と円貨との換算は、別に取決めまたは指定のない限り、換算日における当社が定めるレートによります。なお、お客さまが外貨で受領または支払いを希望される場合は、あらかじめ当社にお申し出いただくものとします。

- 2 前項の換算日は、売買代金については約定日、次項第（1）号から第（4）号までに定める処理にかかる決済については当社がその全額の受領を確認した日とします。
- 3 当社に保管された国内外貨建債券の権利の処理については、次の各号に定めるところによります。
  - (1) 利子および償還金については第1項に定めるとおり取扱います。なお、支払手続きにおいて、当社が当該国内外貨建債券の発行者の国内の諸法令または慣行等により費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし、当該利子または償還金から控除するなどの方法によりお客さまから徴収しません。
  - (2) 国内外貨建債券に関し、新株予約権（新株予約権証券を除きます）が付与される場合は、原則として売却処分のうえ、その売却代金を第（1）号の規定に準じて処理します。
  - (3) 転換権付社債の権利行使により発行される外国証券については、当社への保管の委託があったものとして、外国証券取引口座約款に定めるところに従うものとします。
  - (4) 国内外貨建債券に関し、第（1）号および第（2）号以外の権利が付与される場合は、お客さまが特に要請した場合を除きすべて売却処分のうえ、その売却代金を第（1）号の規定に準じて処理します。
  - (5) 債権者集会における議決権の行使または異議申立てについては、お客さまの指示に従います。ただし、お客さまが指示しない場合には、当社は議決権の行使または異議の申立てを行いません。

## 第5章 投資信託の累積投資取引

#### （累積投資契約の締結）

**第65条** 当社が定める方法により、お客さまが買付を希望する投資信託ごとに累積投資取引のお申込みをされ、当社がこれを承諾した場合には、当該投資信託にかかる累積投資の委任に関する契約が締結されます。ただし、すでに他の累積投資取引の契約が締結されているときは、希望される投資信託の1回目の買付のお

申込みをもって、当該投資信託の累積投資にかかる契約のお申込みがあったものとします。

#### (金銭の払込み)

**第66条** お客さまは、累積投資取引にかかる投資信託受益権の買付に充てるため、1回の払込みにつき当社が定める期日までに当該投資信託の目論見書記載の金銭（以下「払込金」といいます）を累積投資口座に払込むものとします。

#### (買付の時期および価額)

**第67条** お客さまから累積投資取引にかかる投資信託受益権の買付の申込みがあったときは、目論見書記載の方法により、遅滞なく当該投資信託受益権を買付けます。

なお、目論見書記載の所定の時刻以降の買付の申込みおよび休業日の買付の申込みは翌営業日の申込みとして取扱います。

- 2 前項の買付価額は、当該投資信託の目論見書記載の価額となります。なお、当該価額に基づき当社が定める手数料および当該手数料にかかる消費税等に相当する金額を、払込金の中から申し受けます。
- 3 買付により取得された投資信託の所有権およびその元本、または果実に対する請求権は、当該取得日からお客さまに帰属するものといたします。

#### (果実の再投資または定期引出)

**第68条** 累積投資取引にかかる投資信託の果実は、お客さまに代わって当社が受領のうえ、お客さまの累積投資口座に繰入れ、所定の源泉税を控除後、決算日の基準価額により同一銘柄の受益権の買付に充てます。なお、この場合、買付にかかる手数料は無料とします。

- 2 前項にかかわらず、お客さまは当社が定める手続きにより、当社が認める銘柄にかかる投資信託の果実について買付を行わずお客さまへお支払いする旨の契約（以下「定期引出契約」といいます）を締結することができます。
- 3 定期引出契約の締結を申込まれた銘柄が、当社が別に定めるグループに属している場合は、当該グループに属するすべての銘柄に対し同契約の締結のお申込みがあったものとして取扱います。
- 4 第2項により締結した定期引出契約を解約する場合には、当社が定める方法により取引店へお申込みいただくものとし、当社は、所定の手続きを経てこれを処理するものとします。

#### (受益権または金銭の返還)

**第69条** 当社は、お客さまから本章の規定に基づく投資信託受益権または金銭について返還の請求を受けたときは、当該投資信託の目論見書記載の方法により決定された価額により各投資信託受益権を換金し、所定の手数料、信託財産留保額、所得税、住民税、消費税等を差引いた金銭を引き渡すことによって返還に代えるものとします。

ただし、他社への振替可能銘柄であり、他社振替による返還の場合はこの限りではありません。

なお、当該目論見書記載の所定の時刻以降の返還請求および休業日の返還請求は翌営業日の返還請求として取扱います。

- 2 前項の請求は、当社が定める手続きによってこれを行うものとし、所定の手続きを経てお客さまに返還します。
- 3 クローズド期間のある投資信託の、当該クローズド期間中の前各項に基づく返還は、当該投資信託の目論見書記載の事由に該当する場合に限り行うことができます。
- 4 第2項の返還請求時に、乗換えをお申込みいただいた場合には、当該返還金をお客さまにお支払いすることなく、当該投資信託の目論見書の記載するところに従い累積投資口座に繰り入れます。

#### (受益権の定期的返還)

**第70条** お客さまは、当社が定めるサービスにかかる買付代金に充てるため、当社が認める銘柄について受益権の一部を換金して定期的に返還を受ける旨の契約を締結することができます。

#### (解約事由)

**第71条** 投資信託の累積投資の委任に関する契約は、第79条に定める解約事由のほか、お客さまが累積投資の委任に関する契約を締結した投資信託受益権が償還されたときに解約されます。

#### (その他)

**第72条** 投資信託の累積投資取引に関する事項で本章に記載のない事項は各投資信託受益権の目論見書の記載するところに従います。

- 2 既に累積投資取引をご利用のお客さまが申込時に交付を受けている各投資信託の「累積投資約款」に基づく取扱いは、本章に基づく取扱いとして引続きご利用いただけます。
- 3 個別の累積投資約款がある投資信託については、本章の規定にならびに当該個別の累積投資約款の規定に従うものとします。  
なお、本章の規定と当該個別の累積投資約款の規定との間に抵触する規定がある場合は当該個別の累積投資約款の規定が優先します。

## 第6章 MRFの自動スweep取引（証券総合口座）

#### (MRFの自動買付、換金)

**第73条** 本条に定めるMRFの買付の時期、価額、キャッシングおよび換金については、次の各号に定める事項のほか、「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」によるものとします。

#### (1) 自動買付

- ① 当社は、株券および外国証券を含む有価証券等の利息、収益分配金、配当金、償還金、売却代金または解約代金のうち、当社において円貨で支払われるもの（当社が外貨で代理受領した後に円貨にて支払うものを含みます）について、その支払いがあったときにはお客さまからご指定のMRFの買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限りご指定のMRFを買付します。
- ② お客さまが有価証券の買付代金などの支払いのため入金を行った場合で、入金日から当該買付代金の受渡日が2営業日以上あるときは、当該入金額をもってご指定のMRFの買付のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限り当該入金額に基づき買付します。
- ③ 上記①の買付の定めにかかわらず、利息・収益分配金・配当金・償還金について当社が定める手続きにより別に受取方法が指定されている場合は、その指定の取扱いとさせていただきます。

#### (2) 自動換金

当社は、お客さまの有価証券の買付等により、当社へ金銭の払込みが必要となる場合には、当該買付代金等に相当する金額のMRFの換金のお申込みがあったものとし、特にお客さまからのお申出がない限りご指定のMRFを換金しその買付代金等に充当します。

#### (解約)

- 第74条** 第79条に定めるもののほか、当社は、MRF累積投資契約が解約された場合で当社が必要または相当と判断するときは、証券総合口座に関する契約も解約されたものとして取扱うことができるものとします。
- 2 証券総合口座を解約した場合は「MRF（マネー・リザーブ・ファンド）累積投資約款」に定めるMRF累積投資口座および第73条に定める取扱いを全て解約するものとします。

## 第7章 金銭の振込先指定方式

#### (指定預貯金口座の取扱い)

**第75条** 指定預貯金口座は原則として当社の口座名義と同一名義のものを指定いただくこととします。

- 2 すでに当社に振込先の預貯金口座をお届出になっている場合においても、本章に基づいて指定された口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。
- 3 前項にかかわらず、利息・収益分配金・配当金（以下「利金等」といいます）について当社が定める手続きにより振込先の預貯金口座を指定されている場合には、特にお客さまからその旨の指示がないときは利金等に限り従前のご指定による口座を指定預貯金口座として取扱わせていただきます。

#### (指定預貯金口座の確認)

**第76条** 前条が採用された場合、速やかに当該申込内容をご確認いただくためのご案内を送付しますので、記載内容をご確認ください。記載内容に相違がありましたら、速やかに当社にお申出ください。

- 2 前項のご案内を当社が送付してから1週間は、振込請求を受けましても指定預貯金口座への金銭の振込はできないことがあります。

#### (指定預貯金口座の変更)

**第77条** 指定預貯金口座を変更されるときは、当社が定める手続きによりお届出いただくこととします。

- 2 変更届出の受付後の取扱いは前条に準じて行うものとします。

#### (金銭の受渡精算方法の指示)

**第78条** 金銭の受渡精算方法については、お客さまからその都度、本章に基づく振込をするのか、その他の受渡精算方法によるのかを口頭、電話等でご指示いただくこととします。なお、当該ご指示を受けたとき当社は生年月日等によりお客さまご自身からのご指示であることを確認することがあります。

- 2 利金等についてはあらかじめ振込のご指示がある場合には前項のご指示をいただく前に指定預貯金口座に振込みます。ただし、指定預貯金口座をお届けいただいた後に、利金等をそれと異なる預貯金口座に継続して振込むことをご希望される場合には、その預貯金口座を当社が定める手続きによりお届出いただくこととします。

## 第8章 雑則

### 第1節 解約

#### (解約事由)

**第79条** 次の事由に該当したときは、お客さまと当社の契約はすべて（第4条第1項および第2項ならびに第5条に基づく契約に限りません）解約されるものとします。

- (1) お客さまが当社の定める方法により、すべての契約の解約をお申出になったとき
- (2) お客さまのいずれの口座においてもお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき
- (3) お客さま（お客さまの代理人等を含みます。次号から第（5）号において同じ）が第4条第4項に基づく表明・確約に違反し、もしくはこの約款に基づき申告を求められた事項に関して虚偽の申告をし



- たこと、またはそれらの疑いが認められ、当社が解約を申出たとき
- (4) お客様の本人確認ができないとき、お客様が申告した本人確認内容に疑いがあるとき、その他法令諸規則またはこの約款あるいは各取引にかかる個別契約（以下「約款等」といいます）に基づいて求める事項にお客様が応じていただかず当社が解約を申出たとき
  - (5) お客様が、口座開設時等に外国PEPsに関して虚偽の申告をしたことが判明し、当社が解約を申し出たとき
  - (6) お客様が海外へ転居される等により非居住者となるとき。ただし、第3項に規定する場合を除きます。
  - (7) お客様が法令諸規則または約款等に違反し、当社が解約を申出たとき。ただし、その違反が重大でない場合は、当社が当該違反の是正を求めたにもかかわらず一定の期間内に是正されない場合に限りません。
  - (8) 当社が第4条第5項に基づきお客様に情報提供を求めた場合で、お客様が当社が必要と認める情報提供を十分に行わなかったとき
  - (9) お客様が、犯罪による収益等を、生計の維持、財産の形成または事業の遂行に利用したとき
  - (10) お客様が、その有するいずれかの口座を、自らのまたは第三者の犯罪による収益等の預託を実質的な目的として利用しているとき
  - (11) 前各号に掲げるほか、取引を継続するうえでお客様との信頼関係の維持が困難であると当社が判断したとき、その他やむを得ない事由により当社が解約を申出たとき
- 2 次の事由に該当したときは、お客様と当社の個別契約は解約されるものとします。
- (1) お客様が当社の定める方法により当該契約の解約をお申出になったとき
  - (2) 当該契約によって設定されたお客様の口座にお預り残高がないまま当社が定める一定期間を経過したとき
  - (3) 当社が当該契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該契約の業務を終了したとき
  - (4) 法令諸規則等に照らして合理的な事由に基づき、当社が一定の猶予期間を付して当該契約の解約を申出た場合において、その期間を経過したとき
- 3 第1項第(6)号に該当するときであっても、お客様が、当社が別に定める取扱いについてご同意のうえ、当社が定める手続きを行っていただき、当社がこれを承諾した場合には、その定め範囲でお取扱いを継続することができるものとします。
- 4 第1項各号または第2項各号に該当するときであっても、お客様のお預り残高について融資等の契約に基づき担保が設定されている場合その他合理的な理由がある場合は、当社は、当社の判断により、同各項に基づく解約を留保することができるものとします。

#### (解約時の取扱い)

**第80条** 各契約が解約となった場合のお手続き等は、次のとおりとします。

- (1) 各契約が解約となった場合、当社が定める方法により、お預りしている現金・有価証券等を返還します。
  - (2) お預りしている有価証券等の返還のうち、本券による返却が困難なもの等については、お客様のご指示により、決済・換金したうえでその代金を返還します。ただし、お客様のご指示がない場合は、当社の判断により決済・換金を行うことができるものとします。この場合、決済・換金の時期および方法についても当社の判断で行うことができるものとします。
  - (3) 前二号の手続きに費用を要する場合、お客様は当社に当該費用をお支払いいただくものとします。
- 2 次の各号のいずれかに該当するお客様が契約を解約するときには、速やかに振替株式等を他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座へお振替えいただくか、他の口座管理機関に開設したお客様の振替決済口座を振替元口座として指定していただいたうえで、契約を解約していただくものとします。
- (1) お客様の振替決済口座に振替株式等についての記帳がされている場合
  - (2) お客様が融資等の契約に基づき、他の加入者の振替決済口座の質権欄に担保株式等にかかる株主、投資主、優先出資者、新株予約権付社債権者、新株予約権者もしくは受益者として記帳されている場合、お客様が他の加入者による特別株主の申出、特別投資主の申出、特別優先出資者の申出もしくは特別受益者の申出における特別株主、特別投資主、特別優先出資者もしくは特別受益者である場合、またはお客様が他の加入者による反対株主の通知、反対投資主の通知、反対新株予約権付社債権者の通知、反対新株予約権者の通知もしくは反対新投資口予約権者の通知における反対株主、反対投資主、反対新株予約権付社債権者、反対新株予約権者もしくは反対新投資口予約権者である場合
  - (3) お客様の振替決済口座の解約の申請にかかわらず、当該申請後に調整株式数、調整新株予約権付社債数、調整新株予約権数、調整投資口数、調整優先出資金数、調整上場投資信託受益権口数または調整受益権数にかかる振替株式等についてお客様の振替決済口座に増加の記帳がされる場合

## 第2節 変更・喪失

#### (変更・喪失手続き)

**第81条** 各サービス、取引等に関する申込書等の記載事項や届出事項等に変更がある場合は、当社の定める手続きにより当社へお届出いただくものとします。

- 2 届出印鑑を紛失したときは、ただちにお客様ご自身が当社へお届出いただくものとします。

- 3 第1項、第2項のお届出については、当社がこれを確認したことをもって、お届出いただいた内容の手続きが開始されるものとします。
- 4 振替機関からお客さまの住所、氏名または国籍の変更等を通知された場合は、お客さまから第1項の届出があったものとみなします。
- 5 申込書等の記載事項や届出事項の変更手続きに際しては、「印鑑証明書」、「戸籍抄本」、「住民票」等の書類をご提出願うことがあります。
- 6 本条に関するお届出があった場合は、当社は所定の手続きを完了したのちでなければ有価証券等およびお預り金の返還等のご請求には応じられません。

#### (後見開始等の届出)

- 第82条** お客さまについて、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちに当社が定める手続きによりお届出いただくものとします。
- 2 お客さまの後見人、保佐人または補助人について、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときには、前項を準用するものとします。

### 第3節 その他

#### (お預り金)

- 第83条** 当社は、お客さまからお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等のお支払いはいたしません。

#### (諸手数料)

- 第84条** 当社は、保護預り口座または振替決済口座を設定したときは、その設定時および当該口座設定後1年を経過するごとに所定の料金をいただくことがあります。
- 2 前項の料金計算期間の途中で契約を解除された場合は、前項の料金はお返ししません。ただし、第79条第1項第(3)号から第(11)号または同条第2項第(3)号から第(4)号に基づき、前項の料金計算期間の途中で解約する場合は、前項の料金から当該口座を設定していた期間(解約した月を除き月数で計算します)に相当する額を控除した金額をお返しします。
  - 3 投資信託の累積投資取引については、取引の対象となった投資信託受益権または投資信託受益証券の管理料等をいただくことがあります。
  - 4 当社は、金銭の振込または引出しにかかる手数料について、当社が定める額をお客さまにご負担していただくことがあります。
  - 5 振替証券については、以下の場合、当社が定める手数料をいただくことがあります。
    - (1) 第33条に従い、お客さまのご依頼により当社の口座から他の口座管理機関の口座へ振替の手続きを行う場合
    - (2) 第52条あるいは第56条に従い、お客さまのご依頼により单元未満株式の買取請求等の取次ぎを行う場合
    - (3) 第58条あるいは第59条に従い、お客さまのご依頼により振替口座簿記載事項の証明書を交付または情報提供を行った場合
  - 6 保護預り証券について、第24条に定める名義書換等の手続きの代行を行う場合、当社が定める手数料をいただくことがあります。
  - 7 お客さまのご希望にしがたって特別な取扱いをしたときは、当社はお客さまに対し、当社の要した実費をいただくことができるものとします。
  - 8 有料サービスを解約された場合でも、いったんお支払いになった料金は、原則としてお返しいたしません。
  - 9 当社は、お客さまからいただくべき諸料金、税金または手数料その他お客さまにご負担いただくべき金銭等に未収金がある場合、以下の取り扱いをすることがあります。
    - (1) お客さまからの預り金から充当する措置(証券総合口座をご利用のお客さまについては、MRFの残高がある場合には、お客さまから特にお申出がない限り、MRFの換金のお申込みがあったものとして、MRFを自動換金のうえ、充当することができるものとします)。なお、充当の際に外貨の預り金を円に換算する必要がある場合は、当社の定める日における当社が定める為替レートにより換算するものとします(なお書きについては、次号においても同様とします)。
    - (2) 前号の措置を講じた後になお不足金がある場合は、当社がお客さまのために占有または振替決済口座に記帳する有価証券をもってその不足金に充当する措置。この場合でも、なお不足金があるときはその不足額の支払を請求することができるものとします。
    - (3) お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
    - (4) お客さまへのサービス提供を停止する措置
  - 10 外国証券取引口座の管理料および外国証券取引の執行に関する料金等は、外国証券取引口座約款で定めるところによります。

#### (預り証の無効)

- 第85条** 旧証券取引法のもとで当社がお客さまに対して発行した「預り証」は無効として取り扱います。

#### (使用可能文字)

**第86条** お客さまが当社にお届いただいた氏名等の文字が、当社において使用可能な文字でない場合には、当社において使用可能な文字へと置き換えるものとします。

#### (免責事項)

**第87条** お客さまに損害が生じても、その損害が次の事由によるものである場合は、当社はその損害を賠償する責を負いません。

- (1) 当社所定の証書等に押捺された印影と届出印鑑とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めてお預りした有価証券等・金銭の返還請求その他の申出事項に応じた場合
  - (2) 前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法によりお客さま本人であると判断したうえで、申出事項に応じた場合
  - (3) 当社所定の証書等に押捺された印影が届出印鑑と相違するため、有価証券等または金銭の返還請求その他の申出事項に応じなかった場合
  - (4) 前号に定める場合のほか、申出事項等に照らして合理的な方法により判断してもお客さま本人であると認められず、申出事項に応じなかった場合
  - (5) 第9条第3項または第84条第9項に基づき同各項各号に定める措置をとった場合
  - (6) 第10条各項の定めにより、当社がお預りまたは注文に応じなかった場合
  - (7) 第12条第1項の定めにより、相当の時間内に処理したにもかかわらず、当該処理に要する時間中に市場価格が変動した場合、または当日中の執行ができなかった場合
  - (8) 第12条第2項の定めにより、注文の執行をとりやめた場合
  - (9) 売買の注文を取り消し、または変更する申込みを受付けた後、相当の時間内に処理を行ったにもかかわらず、元の注文にかかる取引が成立した場合
  - (10) 金融商品取引所の規則等により、過誤のある注文により売買が成立した注文について取消されたことによる損害が発生した場合
  - (11) お客さまの届出事項に変更があった場合で、その変更のお申出が遅滞なく行われなかった場合
  - (12) 第16条第1項第(1)号のご通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換等の手続きのご依頼がなかった場合
  - (13) 保護預り証券について、お預り当初から瑕疵またはその原因となる事実があった場合
  - (14) 当社が第7章の規定に基づき、金銭をお客さまの指定預貯金口座に振り込んだ場合およびその後に損害が発生した場合
  - (15) 第80条第1項第(2)号の定めに基づき当社の判断により決済・換金したことにより生じた損害
  - (16) この約款または法令諸規則の定めに基づき取引もしくはサービスの提供が停止・制限され、もしくはその内容が変更され、または契約が解除された場合。当社において相当と判断することにより、約款に規定のない取引もしくはサービスの提供について停止または変更する場合も同様とします。
  - (17) 天災地変、政変、同盟罷業、金融商品取引所その他の市場における取引の停止もしくは制限、または外貨事情の急変等、不可抗力と認められる事情が生じた場合
  - (18) 電信または郵便の誤謬または遅延、金融商品取引所等または情報を伝達する機器もしくは機関における不具合（ただし、当社の責に帰するものを除きます）その他当社の責に帰することができない事由が生じた場合
  - (19) 第39条に従い臨機の処置をした場合
- 2 他の取引に関する約款がある場合、当該他の取引については、第1項の他、当該他の約款の免責規定に従った取扱いとします。

#### (約款の改定)

**第88条** この約款は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに改定されることがあります。

- 2 当社は、前項の規定に基づきこの約款を改定するときは、その効力発生日を定め、この約款を変更する旨および変更後のこの約款の内容ならびに効力発生時期を店頭表示、インターネットまたはその他の相当の方法により周知します。

#### (合意管轄)

**第89条** お客さまと当社との間におけるこの約款に関する訴訟は、当社の本店または支店の所在地を管轄する裁判所のうちから、当社が管轄裁判所を指定できるものとします。

#### (附則)

- ・ この約款以外の約款その他の書類等に「振替決済口座管理約款」「一般債振替決済口座管理約款」「投資信託受益権振替決済口座管理約款」「株式等振替決済口座管理約款」の記載がある場合、「証券取引約款」と読み替えるものとします。

以上

2023年7月